

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市病児・病後児保育体調不良児対応型事業補助金
補助事業等の標目	保護者が就労している場合等において、保育所における保育中に体調不良となった子どもへの緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備する。
補助事業等の対象者	次に掲げる者であって、子ども・子育て支援事業実施要綱（平成27年10月23日27こ家第451号長野県県民文化部長通知）に定める事業を行うもの (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により私立保育所を運営している者 (2) 児童福祉法第34条の15第2項の規定により事業所内保育事業を行う者 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により、幼保連携型認定こども園を運営している者
補助対象経費	諏訪市病児・病後児保育体調不良児対応型事業に必要な経費とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	子ども・子育て支援事業補助金交付要綱（平成27年10月23日27こ家第452号長野県県民文化部長通知）に定める基準額と、当該事業の実支出額から寄付金等の収入を減じた額といずれか低い額の10/10とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 国、県の補助を受けて実施する補助であるため
補助事業等の評価	諏訪市病児・病後児保育体調不良児対応型事業補助金交付申請書及び同実績報告書ほか必要書類により事業内容を精査し、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成21年4月1日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 国、県及び市がそれぞれの負担割合で補助金を交付する国の事業であり、同事業が終了するまで継続する必要があるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付額、評価内容を諏訪市公式ホームページにおいて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市病児・病後児保育体調不良児対応型事業補助金交付申請書（様式第2号-1） (2) 看護師等の専任職員の費用見込み 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市病児・病後児保育体調不良児対応型事業補助金実績報告書（様式第5号-1） (2) 利用児童数、職員経費等の資料、要綱による書類並びにその他手続きに必要な書類

<b>提出書類</b>	(1) 諏訪市病児・病後児保育体調不良児対応型事業補助金交付申請書（様式第2号-1） (2) 看護師等の専任職員の費用見込み (3) 諏訪市病児・病後児保育体調不良児対応型事業補助金実績報告書（様式第5号-1） (4) 利用児童数、職員経費等の資料、要綱による書類並びにその他手続きに必要な書類
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
<b>担当部署</b>	諏訪市 健康福祉部 こども課 保育係

平成23年12月 1日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

令和6年11月 7日 一部改正（令和 6年11月 7日 施行、令和 6年 4月 1日 適用）